

# 青梅市自治会 ハンドブック

みんなで創る地域力



平成23年3月  
青梅市自治会連合会・青梅市

青梅市自治会連合会ホームページ <http://www.ome-rengou.jp/>

ハンドブックは、上記HPよりダウンロード出来ます。

## 発行にあたって

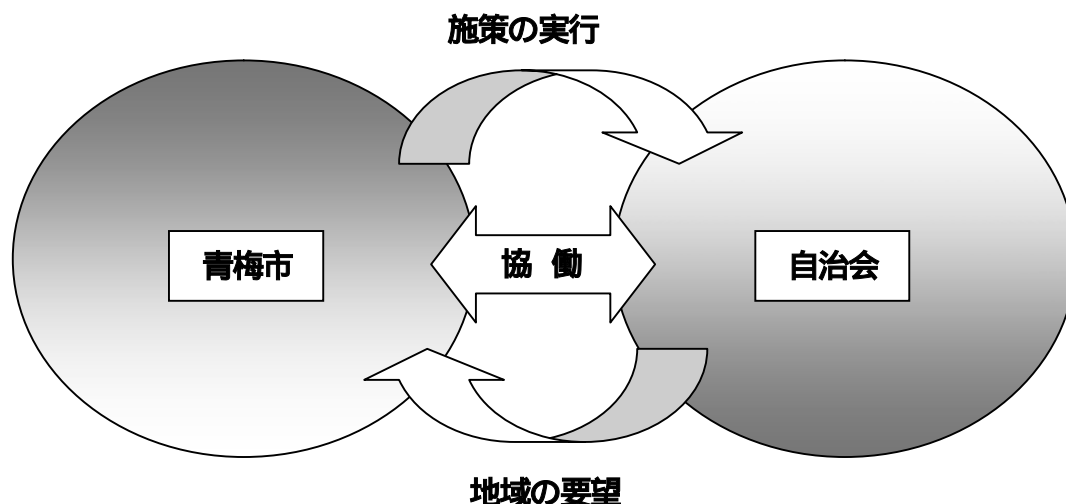
自治会は、会員相互の親睦や福祉向上のほか、連帯感の醸成、住みよいまちづくりの推進などをめざして、地域において結成され、自主的に運営されている地域を代表する組織です。そこには様々な人々が生活しており、昨今の人々は「個」を好む時代となっており、以前の自治会活動には考えられなかったプライバシーの問題や会員数の減少等の課題に直面しております。

一方、青梅市の行政運営においては、地域の声を市政に取り入れ、きめ細かな施策を実現し、市民参加の市政を進めるうえで、自治会との連携がたいへん重要であります。

青梅市と各自治会は、その信頼関係を今以上にすることが、現在の様々な課題に対処するために必要であります。

このハンドブックは、そうした自治会活動や地域における組織作りの一助となり、その充実が図れるよう、また、青梅市の行政の発展につながるものと確信し、青梅市自治会連合会と青梅市の協働により作成いたしました。

つきましては、今後の自治会活動の参考になれば幸いに存じます。



\* 自治会活動の担当課(相談窓口)・・・青梅市自治会連合会事務局 市民部市民活動推進課(内線2322)

市民部	市民活動推進課	22 - 1111	第 6支会 小曾木市民センター	74 - 5332
第 1支会	青梅市民センター	20 - 7150	第 7支会 成木市民センター	74 - 5204
第 2支会	長淵市民センター	22 - 3249	第 8支会 東青梅市民センター	24 - 8110
第 3支会	大門市民センター	31 - 2251	第 9支会 新町市民センター	31 - 7337
第 4支会	梅郷市民センター	76 - 0404	第10支会 河辺市民センター	22 - 4885
第 5支会	沢井市民センター	78 - 8304	第11支会 今井市民センター	31 - 8600

# 目 次

## \* 自治会とは

- 1 青梅市の自治会の成立ち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 自治会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 自治会の活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 自治会会長・役員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 個人情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## \* 青梅市の自治会組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## \* 自治会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 1 組織
  - (1) 規約
  - (2) 役員
  - (3) 総会
  - (4) 役員会
  - (5) 会費
- 2 予算と決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
- 3 連合組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 地域連合、支会、青梅市自治会連合会
- 4 自治会の法人化（地縁団体の登記）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## \* 青梅市等と自治会

- 1 青梅市における自治会のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 青梅市等との関わり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 市民センターとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 自治会振興交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 集会施設等事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 青梅市市民活動災害補償制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 青梅市自治会連合会ホームページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 青梅市等からの業務等依頼事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 青梅市自治会連合会への役員選出一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 支会への依頼事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (3) 自治会への依頼事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～11
  - (4) 青梅市等から自治会に対する回覧依頼事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (5) 青梅市社会福祉協議会からの業務等依頼事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (6) 街路灯の修理連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 参考資料 自治会予算・決算書見本、集会施設申込書記載例・・・・・・・・・・・・ 14～16
- 青梅市組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

## 自治会とは

### 1 青梅市の自治会の成り立ち

青梅市は、昭和26年に青梅町、調布村、霞村が合併し市制が施行され、その後、昭和30年には、吉野村、三田村、小曾木村および成木村の4村と合併し現在の青梅市が形成されております。それまでの青梅市の自治会の記録は、残念ながら残っておりませんが、参考図書によりますと旧来の日本の自治会は、市町村合併により行政（国）の指導において組織されたとも言われております。これは、本来行政が行うことを自治会においてその周知等を実施している現在の仕組みからも伺えるものであります。

昭和34年までは、青梅市の自治会長の集まりであった自治会長会がりましたが、昭和35年には、当時市内7つの地区（現在11地区）の組織を統括した現在の形の青梅市自治会連合会が発足しております。

次表のとおり、発足時の加入率につきましては、今では考えられないような数値であります。当時は、向こう三軒両隣の言葉のように隣近所の付き合いや助け合いは、当たり前であり、自治会への加入も盛んであったと思われませんが、現代の社会生活の中では人の付き合いも薄れており、残念ながら自治会加入率は減少しております。

	昭和35年度	平成2年度	平成22年度
青梅市世帯数	11,171世帯	40,921世帯	59,513世帯
自治会加入世帯	10,990世帯	30,391世帯	30,567世帯
加入率	98.37%	75.02%	51.36%

\*青梅市世帯数には、自治会員になり得ない老人ホームなどの施設入所者も含まれており、それを置き換えると。（平成22年度施設入所者数3,194世帯 加入率54.27%）

### 2 自治会について

自治会は、地域における人々の連帯感をより深め、安心・安全な地域、また、住み良い環境の整備等について、地域住民または行政と協働しながら創り上げることを目的とする地域の代表となる自主的な民間組織です。

しかしながら、民間組織において自治会活動をとおり地域を守るといふことの使命感は、行政等からの伝達事項によるものではなく、自分達の地域は自分達で守るといふ、共助の精神から発生する責任感であると考えます。

なお、その使命感、責任感については、会員相互の共助であるため、自治会の役員に対しての賠償責任には及ばないものでありますが、自治会活動の中で事故等が起きた場合に備え、青梅市が賠償責任保険に加入しております。



### 3 自治会活動について

大きく分けると2つに分けられるものであります。一つは、自治会および地域団体とで行う自主事業。もう一つは、行政と協働して行う支援事業であります。自主事業については、青梅市全域で画一的な事業をしなければならないということは無く、自治会、支会単位で個々に実施しているものです。基本的には、運動会、盆踊りまたはお祭りなど各地域で同じような行事をしています。

これは、古くからの行事であり現自治会長や役員の方にとってこの事業を止めたりすることは、難しいものでありますので、時々役員が工夫を重ねながら実施し、現在のような形になっているものであります。

また、行政との協働で実施している支援事業については、市などからの周知物の配付、各地区にある運動広場の管理などがあります。

なお、支会においても地域全体的な協働事業として実施しております。



### 4 自治会長・役員の役割

自治会活動の中心となるのが自治会長です。自治会がスムーズに運営、活動出来るようにするために会長の役割は大変重要になってきます。しかしながら1人孤軍奮闘するのではなく役員とコミュニケーションを取りながら目的達成に向け対応するものです。

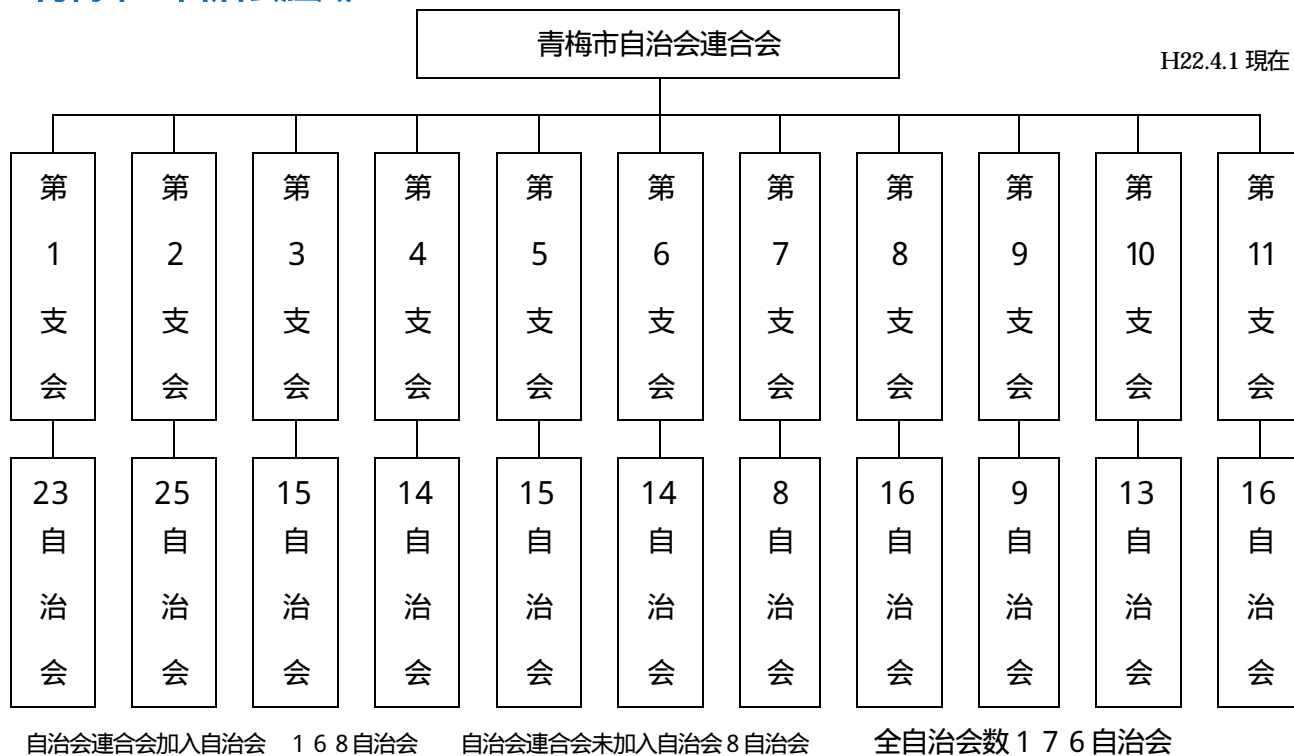
役員の役割については、各自治会の会員数や隣組等の編成により呼称、人数の違いはありますが基本的には、副自治会長、会計、会計監事および組長等になっています。副自治会長以下の役員の職務としては、自治会長を補佐することはもちろんですが、会員の日頃からの意見について、個人での判断ではなく情報を共有し自治会としての判断をする必要があります。

役員の選出方法については、各自治会のやり方でよいと考えますが、高齢者世帯の増加や加入率の低迷もあり、これ以上の加入率の減少を避けるためにも出来るだけ柔軟な対応を行いたいものであります。

#### 個人情報について

自治会において知り得た会員や未加入の方の氏名、生年月日などの個人情報やプライバシーに関して、自治会長や役員の方は、慎重に対応することが必要です。プライバシーの侵害が相互の信頼感を損ね、将来的に大きな溝が生まれることもありますので最大限の注意を払う責務があります。

## 青梅市の自治会組織



## 自治会の運営

### 1 組織

自治会は、その名前のおり自分たちで治める会であり、そこには会員全体で決まり（規約）を守るという約束が発生します。それについての決定機関を置くことになり、その組織としての役員を決めなければなりません。（以下基本的事項を記載します。）

- (1) 規約・・・自治会の役員、予算、事業等を規約に定め事業を実施するもの。なお、住民の流動性や、少子・高齢化等を勘案し、たえず見直しをする必要があります。
- (2) 役員・・・自治会長、副自治会長、会計、会計監事等
- (3) 総会・・・自治会での決まり事や会計報告などの事業報告や予算および事業計画を承認し承諾 いただく会員の全対会議
- (4) 役員会・・・役員において、事業内容や予算の支出等についての会議を実施し自治会が円滑に進むように検討する会
- (5) 会費・・・自治会を運営するための費用に充てるもの(多数の自治会で月300円)

### 2 予算と決算

自治会の活動について、その内容を裏付けるものとして予算があり、また、その内容報告が決算です。会員から会費を徴収し自治会運営をする訳ですので、予算、決算は、総会の議決が必要です。

収入・・・会費を基本とし、それ以外に青梅市の交付金等で賄われます。

会費の額については均等であり、会員に対し平等に自治会活動を寄与するもの  
あります。

予算書見本別紙のとおりP 1 4

支出・・・予算を基に自治会活動に対する経費を支払うものであり、総額を超える事は出来  
ませんので、予算外の支払いについては、役員の承諾が必要です。

決算書見本別紙のとおりP 1 5

### 3 連合組織

自治会は、独立した任意団体ですが、お祭り等の関係で地域ごとに連動す  
る地域連合を組織している地域もあります。

青梅市では、全域を11の地区に分割し、そこに存在する自治会の集合体である支会とし、支  
会の集合体を青梅市自治会連合会と称し、各支会の正副支会長を役員として組織しています。



### 4 自治会の法人化(地縁団体の登記)(担当 市民活動推進課市民活動推進係)

自治会の地縁による団体については、該当団体の名義で不動産登記が出来ない等、財産上の問  
題等種々の制約がありました。特に登記名義人が死亡した場合に自治会が地縁団体として法人格  
を取得することにより自治会館、集会所など自治会が保有する土地、建物等の不動産について自  
治会名義で登記することが出来ますので、これらの制約のトラブルは回避され  
るものです。登記する場合は、担当まで御連絡ください。



## 青梅市等と自治会

### 1 青梅市における自治会のあり方

自治会は、行政と対等な立場であり、お互いにその立場を尊重するものであります。

自治会業務のひとつとして、青梅市の施策を補助する業務もありますが、決して青梅市の下部  
組織ではなく地域における任意団体と位置付けるものであります。

### 2 青梅市等との関わり

自治会は、地域の生活、教育、安全等の環境をより良いものにすることも、ひとつの目的であ  
ります。それが達成出来れば、青梅市も住みよい街となるものであります。

青梅市や社会福祉協議会等の公益団体と協働する立場であることを認識し、行政の下請けでは  
なく、ひとつの任意団体として、各事業へ取組むものであります。また、「自治会なくして地域は  
動かず」と自負することも大切であり、その信念においても、積極的に各事業に参画し、住みよ  
い地域づくりを目指すため行政等へ要望書の提出も必要であります。

**要望書の提出については、関係者の承諾を得てから提出することが原則です。**

### 3 市民センターとの関係

青梅市には、支会毎に11の市民センターがあります。支会の事務局としての立場で各自治会とは緊密な立場で業務に携わっております。また、自治会だけではなく、支会が関係する各種団体の事務も関わっております。

地域に密着した地域の活動団体の拠点として設置されておりますので、事務的な相談事につきましては、気軽にお越しください。

### 4 青梅市自治会振興交付金（担当 市民活動推進課地域支援係）

自治会等が、地域社会における住民福祉の増進および連帯感の高揚を図るため行う事業の補助として交付するものであります。

交付額は、均等割、自治会数割および世帯割により算出した金額となります。申請は毎年4月に提出していただきますが、その時期に青梅市より通知いたします。

対象事業（例示）

P14ページも参照してください。

補助対象事業	事業内容
環境整備に関する事業	河川・公園清掃等の美化活動に要する経費
	資源回収に要する経費
	環境美化委員会議に要する経費
	その他環境整備事業に要する経費
健康増進に関する事業（*1）	体育行事に要する経費
	体育委員会議に要する経費
	その他健康増進に要する経費
交通安全、防犯、防火および防災に関する事業（*2）	防災訓練に要する経費
	防犯パトロール等に要する経費
	交通安全、防犯、防火および防災関係会議に要する経費
教養文化および会員相互の親睦に関する事業	研修旅行に要する経費
	盆踊り等に要する経費
	その他教養文化および会員相互の親睦に要する経費
市等関係機関との協調事業	各種団体との連絡調整に要する経費
	各種団体との会議に要する経費
	その他市等関係機関との協調に要する経費
団体の運営に関する事業	総会、役員会等に要する経費
	会館運営および維持に要する経費
	団体事務、運営に要する経費
その他地域住民の福祉増進に関する事業	歳末たすけあい運動等の集金に要する経費
	その他地域住民の福祉増進に要する経費

\*1 青梅市地区市民運動会等交付金に該当する経費は除く

\*2 自主防災組織運営費交付金に該当する経費は除く

## 5 集会施設等事業補助金（担当 市民活動推進課地域支援係）

自治会館の改修等や自治会掲示板の補修等にかかる費用を補助する制度です。予算範囲の中で対応いたしますので、早めに御相談ください。

### (1) 自治会館

補 助 対 象	補助率	備 考
集会施設用地の買収	1/2	
既存の集会施設用地の損壊の修復	4/10	10万円以上の工事費に限る
建物の新築、増築もしくは工事費または既存建物の買収	1/2	
建物の補修および付帯設備（*1）の新設または改良	4/10（*2）	10万円以上の工事費に限る
開発許可申請等	1/2	

\*1 付帯設備は電気、水道、ガス、下水、し尿処理、空調施設、畳等

\*2 くみ取り便所の水洗便所化の工事の補助率は2/3

(2) 掲示板の新設、修繕等 全自治会を均等に対応するため、青梅市自治会連合会で協議して決定していきます。

## 6 青梅市市民活動災害補償制度（担当 市民活動推進課市民活動推進係）

市民や市内に活動拠点を置く市民団体等が市民活動中（自治会活動を含みます）に不測の事故により参加者や第三者に損害を与え、市民団体等が法律上の損害賠償責任を負った場合、または指導者や実行委員会などの運営側の方および自治会活動の参加者が負傷または死亡された場合に補償するものです。

保険の対象者は

- ・市民活動団体（自治会を含む）の指導者
- ・公益的活動を行う市民および活動拠点が市内にある方
- ・自治会活動（子ども会を含む）に参加する会員

**一部会員によるスポーツ、レクリエーション等のサークル活動は除く**

- ・青梅子ども110番の家の協力者（青梅市教育委員会への登録が必要）



## 7 青梅市自治会連合会ホームページ

平成21年4月に東京都の補助金である「地域の底力再生事業助成」制度を利用し、青梅市の自治会活動等について広く周知出来ることにより、自治会の意義や自治会活動が多くの市民に理解されることになり、加入率の増加につながっていくとして開設いたしました。各自治会の活動も対象となりますので、身近な情報等は、市民センターまでお寄せください。

青梅市自治会連合会のホームページ <http://www.ome-rengou.jp/>

## 8 青梅市等からの業務等依頼事項

「地域の意見は地域から」と考えた場合、自治会長が行政に発信するのが自然であります。そういう意味では、各種委員に自治会長等を選任することは大切なことであり、青梅市の使命と考えます。また、地域住民への周知方法については、回覧板を利用しております。人から人への伝達が一番であり、そこにコミュニケーションが生まれるものであり、現在の様なIT時代であっても、回覧板は必要と考えます。青梅市等からの周知物の回覧には、積極的に協力するものです。

### (1) 青梅市等から青梅市自治会連合会への役員選出一覧(正副会長、支会長が対象)

青梅市防災会議委員	青梅市行財政改革推進委員会委員
青梅市環境審議会委員	青梅市安全・安心まちづくり推進協議会委員
青梅市国民保護協議会委員	青梅市民生委員推薦会委員
青梅市献血推進協議会副会長	青梅市廃棄物減量等推進審議会委員
青梅市協働事業市民推進委員会委員	青梅市立総合病院運営委員会委員
青梅市スポーツ振興審議会委員	青梅市社会福祉協議会副会長、監事、広報委員
青梅市国民健康保険運営協議会委員	青梅市社会福祉協議会会計理事
東京都赤十字協賛委員	青梅市社会福祉事業団評議員
青梅市交通安全対策審議会委員	青梅市プラムボックスウィルス対策連絡会委員
青梅市生涯学習推進市民会議委員	青梅市プラムボックスウィルス緊急防除評価人
青梅市介護保険運営委員会委員	青梅ボランティア・市民活動センター運営委員
青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員	青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会評議員
青梅市青少年問題協議会委員	青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会協力員
青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会委員	青梅防火防災協会副会長、会計監事
青梅市明るい選挙推進協議会委員	青梅防犯協会副会長、会計および理事
青梅市特別職報酬等審議会委員	青梅市民会館運営審議会委員
高齢者の消費者被害等の情報連絡会	青梅市環境連絡会

## (2) 青梅市等から支会への依頼事項および補助金等一覧

業務名	担当課、係	自治会等から市に対して報告等の事項
自主防災組織等運営費 交付金	防災課防災危機管理係	交付金を受ける場合は支会ごとに申請書提出、翌年度に実績報告書提出
自主防犯組織活動費補 助金	生活安全課市民安全係	補助を受ける場合は支会ごとに申請書提出
青梅マラソン ボランティア	体育課スポーツ振興係	第1・5・10支会と東青梅4丁目自治会を基本として依頼
青梅市地区市民運動会 等交付金	体育課スポーツ振興係	5月と9月に交付
体育指導委員選出	体育課スポーツ振興係	各支会から体育指導委員2～3人を推薦してもらっている。任期は1期2年。
民生委員候補者の紹介	福祉総務課庶務係	候補者紹介の協力依頼により候補者の選出 3年に一度
青梅市採石等公害防止 対策運営協議会委員	環境政策課環境対策係	第2・6・7・8支会から委員を推薦してもらっている
「青梅市ポイ捨ておよび 飼い犬のふんの放置の防止 ならびに路上喫煙の制限に 関する条例」にともなう 巡視活動	環境政策課管理係	環境巡回活動費補助金交付申請書の提出 (補助の対象: 巡視活動を行った青梅市自治会連合会の支会単位での提出)
多摩川1万人の清掃大会	みどりと水のふれあい事業 推進協会	該当支会に活動支援を依頼。他の支会には、清掃用具配付により個別に清掃依頼

## (3) 青梅市から自治会への依頼事項および補助金等一覧

業務名	担当課、係	自治会等から市に対して報告等の事項
運動広場 管理業務委託	体育課管理係	毎年10月と4月に管理業務の実施状況を報告書により報告
資源再利用推進報償金	ごみ対策課 ごみ減量推進係	毎年3～4月に説明会開催、団体登録受付、集団回収実施後、月末までに申請
資源回収自動車事故補 助金	ごみ対策課 ごみ減量推進係	事故発生後、申請用紙に必要書類を添付して申請
環境美化指導員・推進員 の推薦	ごみ対策課 ごみ減量推進係	毎年2月に通知を送付し、自治会から推薦のあった方に委嘱
環境美化善行者・善行団 体の推薦	ごみ対策課 ごみ減量推進係	毎年2月に通知を送付し、自治会から推薦のあった方に委嘱

ごみ収集カレンダー配付のお知らせ	ごみ対策課 ごみ減量推進係	毎年2月に通知を送付し、各地区の環境美化指導員および推進員が配付する旨を周知
環境美化推進報償金(自治会分)の交付	ごみ対策課 ごみ減量推進係	毎年6月に通知し、各自治会が年間を通して行う美化活動等に対する報償金を交付
公衆便所清掃	環境政策課 環境対策係	公衆便所清掃状況報告書の提出(該当自治会:友田町第1、千ヶ瀬町第1、富岡2丁目、黒沢3丁目第1、成木1丁目、3丁目、6丁目、7丁目、8丁目、二俣尾3丁目、下長淵連合)毎月1回
公衆便所清掃(二俣尾5丁目高源寺前)	商工観光課観光係	公衆便所清掃状況報告書の提出 毎月1回
日赤社員募集運動	福祉総務課庶務係	募金 通知4月 7月中〆切り
赤い羽根の共同募金	福祉総務課庶務係	募金 通知9月 11月〆切り
緑の募金	公園緑地課緑化推進係	募金 通知9月 10月〆切り
明るい選挙推進協議会推進委員の推薦	選挙管理委員会 事務局	各支会を通じて隔年1月~2月頃に次期推進委員の推薦を依頼(任期2年で平成22年度改選)
明るい選挙推進協議会しろばら会員の推薦	選挙管理委員会 事務局	上記と連動し、推進委員本人に、1人につき2人のしろばら会員の推薦を依頼(4月頃)
各選挙の投票立会人の選出	選挙管理委員会 事務局	市内35投票区における投票立会人の選出への協力 投票区ごとに選出方法が異なるので自治会依頼のない場合もある
自治会振興交付金*1	市民活動推進課 地域支援係	毎年5月に申請交付(市より事前通知有り)
市周知物配付委託料	市民活動推進課 地域支援係	毎年6、12月の各自治会の世帯数により市より交付
集会施設設置事業補助金*2	市民活動推進課 地域支援係	自治会からの申請により、予算に応じて市より補助金を交付
集会施設設置事業補助金(掲示板)	市民活動推進課 地域支援係	支会(自治会)からの申請により、予算に応じて市より補助金を交付

#### \*1 自治会振興交付金に用途について

この交付金は、自治会活動における各種事業の助成金です。自治会長手当としての交付金ではありませんので御注意ください。なお、報酬や手当の支払いやその金額につきましては、各自治会で御判断いただくものです。

#### \*2 集会施設設置事業補助金

事前の申し込みが必要です。P16ページの参考資料を御覧ください。

#### (4) 青梅市等から自治会に対する回覧依頼事項(予定)

依 頼 事 項	内 容	担 当 課 名
「市民と市長との懇談会」の開催について	支会だより等への掲載周知依頼	秘 書 広 報 課
男女平等機関誌（よつばの手紙）	9月、3月 加入世帯配付	企 画 調 整 課
東京都市町村民交通災害共済	回覧、ポスター（2月）	生 活 安 全 課
駅前放置自転車クリーンキャンペーン	ポスター（10月）	
全国交通安全運動・暴走族防犯キャンペーン	ポスター（4、6、9、12月）	
青梅市納涼花火大会協賛のお願い	回覧（5～6月頃）	商 工 観 光 課
青梅市納涼花火大会交通規制について	回覧（勝沼～仲町2丁目）	
環境政策課だより	回覧（6、10月）	環 境 政 策 課
ウメ輪紋ウィルス関係のお知らせ	回覧（適宜）	農 林 課
日本赤十字社会員募集運動	回覧（6月）	福 祉 総 務 課
赤い羽根共同募金運動	回覧（10月）	
市民健康の集いチラシ	加入世帯配布（5月）	健 康 課
青梅市国保加入者特定健康調査 後期高齢者医療健康診査	ポスター（5月）	
「緑の募金」の実施について	依頼文（9月）	公 園 緑 地 課
奥多摩溪谷駅伝大会交通規制のお知らせ	回覧（11月）	体 育 課
選挙啓発紙「おうめ しるばら」	回覧（3月）	選 挙 管 理 委 員 会
政治家への寄付禁止PR強化期間	回覧、ポスター（7月、12月）	
選挙啓発ポスター	ポスター	
多摩川1万人の清掃大会	回覧（7月に第1、2、4、5、10支会）	みどりと水の ふれあい事業 推進協会

市役所からの他に次の組織等の依頼もあります。

学校運営・行事案内、学校だより、学校通信、PTA広報誌等の回覧、配付  
 社会福祉協議会、シルバー人材センターの広報ほか臨時的な配付または回覧  
 市内官公署（警察署、消防署、保健所および税務署等）からの回覧

**物品販売等の回覧で、判断に迷うようなものは、各支会で統一する必要があります。**

#### (5) 青梅市社会福祉協議会からの業務等依頼事項

事 業 名	内 容	時 期
社会福祉協議会費	社会福祉協議会の会員加入の呼掛け	8月（各自治会）
歳末たすけあい運動	歳末たすけあい募金の依頼	12月（ " ）
役員の選出	理事、評議員、広報委員の選出	5月（青梅市自治会連合会）

## (6) 街路灯(市道)の修理、連絡先

建設部管理課

地区名	担当業者	地区名	担当業者
第1支会	三豊電機(株) 22-6285	第7支会	吉川電気 22-5592
第2支会	(株)富田電気 22-5667	第8支会	東洋電業(株) 23-5526
第3支会	(株)萩原電機 32-9755	第9支会	(有)須崎工電社 22-0411
第4支会	(株)木南電業社 22-9118	第10支会	(株)サンキデン 24-2273
第5支会	(有)中野電気 78-9260	第11支会	(株)萩原電機 32-9755
第6支会	(有)田中電気商会 22-4596		

平成23年3月

\*都道の街路灯については 西多摩建設事務所 青梅工区 0428-22-5195 へ

## 不法投棄・ポイ捨てごみを発見したら！

街をきれいにするために、「不法投棄・ポイ捨て」を減らすようにしましょう。

市民一人ひとりが、マナーを守り、意識の高揚を図って、地域ぐるみで「不法投棄・ポイ捨て」を減らす対策が必要です。

みなさんからの情報提供が、不法投棄を減らすのに効果があります。

### \*連絡先

ごみ対策課 電話番号 0428-22-1111

青梅警察署 電話番号 0428-22-0110



平成22年7月  
青梅市役所 新庁舎開設

< 収 入 >

単位：円

科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
1 会 費				自治会費 ( 円 )
2 交 付 金 お よ び 委 託 料				自治会振興交付金 ( 円 ) 市周知物配付等委託料 ( 円 ) その 他 ( 円 )
3 繰 越 金				前年度繰越金
4 雑 収 入				
合 計				

< 支 出 >

単位：円

科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
1 会 議 費				
1 総 会 費				
2 諸 会 議 費				役員会議費 ( 円 ) その他会議費 ( 円 )
2 負 担 金				防犯協会費 ( 円 ) 防火防災協会費 ( 円 ) 連合会負担金 ( 円 ) 支会負担金 ( 円 ) その 他 ( 円 )
3 事 業 費				
4 助 成 費				
5 衛 生 費				
6 交 際 費				役員交際費 ( 円 ) その 他 ( 円 )
7 慶 弔 費				
8 報 償 費				役員手当 ( 円 ) 記念品代 ( 円 ) その 他 ( 円 )
9 集 会 施 設 維 持 費				
10 事 務 費				
11 諸 費				
12 予 備 費				
合 計				

自治会振興交付金と同額にはならないようにお願いします。

平成 年度収支予算は上記のとおりです。

平成 年 月 日

自治会長 (印)

会 計 (印)

< 収 入 >

単位：円

科 目	予算額	収入済額	増 減	説 明
1 会 費				自治会費 ( 円 )
2 交付金および委託料				自治会振興交付金 ( 円 ) 市周知物配付等委託料 ( 円 ) その他 ( 円 )
3 繰越金				前年度繰越金
4 雑収入				
合 計				

自治会振興交付金を記入してください。  
なお、自治会長手当だけのための交付金ではございません。

市周知物配布等委託料を記入してください。

< 支 出 >

単位：円

科 目	予算額	支出済額	差引残額	説 明
1 会 議 費				
1 総 会 費				
2 諸 会 議 費				役員会議費 ( 円 ) その他会議費 ( 円 )
2 負 担 金				防犯協会費 ( 円 ) 防火防災協会費 ( 円 ) 連合会負担金 ( 円 ) 支会負担金 ( 円 ) その他 ( 円 )
3 事 業 費				
4 助 成 費				
5 衛 生 費				
6 交 際 費				役員交際費 ( 円 ) その他 ( 円 )
7 慶 弔 費				
8 報 償 費				役員手当 ( 円 ) 記念品代 ( 円 ) その他 ( 円 )
9 集会施設維持費				
10 事 務 費				
11 諸 費				
12 予 備 費				
合 計				
翌年度繰越金				収入合計 支出合計

支出の合計金額を記入してください。なお、繰越金はその下の行に記入してください。

平成 年度収支決算は上記のとおりです。

平成 年 月 日

自治会長 (印)

会 計 (印)

必ず自治会長、会計の押印をしてください。

集会施設の改修等の実施予定のある自治会は、最初にこの申込書を提出してください。  
様式は、青梅市自治会連合会HP（URLは表紙に記載）からダウンロードできます。

参考資料

補助金交付申込書

記載例

平成 年 月 日

市民活動推進課長 殿

申請者

住所 青梅市 町  
自治会

氏名 会長 印

集会施設設置事業補助金を受けたく、次のとおり申込みます。

- 1 補助事業の目的  
自治会館補修
- 2 補助事業の内容  
自治会館【工事、修繕内容等を記載】
- 3 補助事業の結果  
自治会集会施設として快適な利用が予想される。

4 補助事業の額および算出基礎

予 算 額 (事業費総額)	補 助 金 申 請 額	説 明
1,354,500円	541,000円	事業費総額の4 / 10 1000円未満切り捨て

- 5 添付書類  
工事見積書

# 青梅市組織図(略図)

平成22年10月1日現在

## (市長部局)

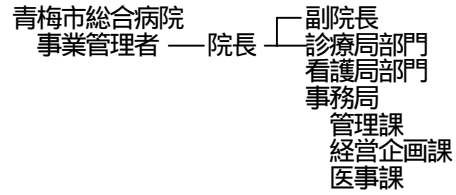
市長

副市長

企画部	秘書広報課 企画調整課 行政管理課 新庁舎建設担当 財政課
総務部	庶務課 職員課 情報システム課 検査担当
財務部	契約管財課 市民税課 資産税課 収納課
防災安全部	防災課 生活安全課
市民部	市民活動推進課 市民活動推進係 地域支援係 青梅市民センター 長淵市民センター 大門市民センター 梅郷市民センター (梅郷出張所) 沢井市民センター (沢井出張所) 小曾木市民センター (小曾木出張所) 成木市民センター (成木出張所) 東青梅市民センター 新町市民センター 河辺市民センター 今井市民センター 市民課 保険年金課 体育課 国体準備担当
環境経済部	環境政策課 ごみ対策課 商工観光課 農林課
健康福祉部 (福祉事務 所長兼務)	福祉総務課 高齢介護課 障がい者福祉課 健康課 (健康センター)
子ども家庭部	子育て推進課 子ども家庭支援課
建設部	管理課 土木課 建築管轄課 計画調整担当
都市整備部	都市計画課 住宅課 まちづくり推進課 公園緑地課
上下水道部	下水業務課 下水工務課 水道課
事業部	管理課 業務課

会計管理者 ————— 会計課

## (その他の部局)



議会 ——— 事務局 ——— 次長

教育委員会  
教育長

教育部	総務課 施設課 指導室 教育指導担当 (統括指導主事) 学校給食センター 社会教育課 文化課 美術担当 中央図書館管理課
-----	---

選挙管理委員会 ————— 事務局

公平委員会 ————— 事務局

監査委員 ————— 事務局

農業委員会 ————— 事務局

固定資産評価委員会

平成23年3月発行

作成 青梅市自治会連合会・青梅市  
編集 市民活動推進課  
発行 青梅市

〒198-8701  
東京都青梅市東青梅1-11-1  
青梅市役所 市民活動推進課  
電話 0428-22-1111 内線(2322)

青梅市HP <http://www.city.ome.tokyo.jp/>  
青梅市自治会連合会HP <http://www.ome-rengou.jp/>